

事務所窓口業務について

事務所の営業時間は9時～17時
で営業しています。

電話での事前予約は引き続き行います
ので、よろしくお願いします。

土建にいざ

埼玉土建一般労働組合新座支部機関紙

発行所

埼玉土建一般労働組合新座支部
〒352-0011 新座市野火止8-1-27
TEL048(481)1200 Fax048(477)9088
発行人 恩田 宏
編集責任者 岡野 和夫
3月号 定価30円(購読料は組合費に含まれています)

春の拡大月間「春本番」突入！

支部結成50周年！みんなの力で実増を掴み取り、未来へつなごう！



コロナで苦しい状況ですが、「明けな夜は無い」「止まない雨はない」と信じています。コロナ禍でもやれることをやり、仲間に関わり添い、皆で力を合わせて、実増を掴み取りましょう！

【佐藤組織部長】



支部結成50周年という大きな節目の年です。ここを何としても実増で締めくくりたい！私も支部長として組織部長と一緒に先頭に立って頑張ります。とにかく、最後まであきらめずに「3月1日加入」を全分会で追求して、1人以上の実増を掴み取るために支部一丸となって最後まで頑張ります。【恩田支部長】

3月に入り、春の拡大月間「春本番」が始まりました。今年の春の拡大月間は、緊急事態宣言が発出されている中で、スタートとなり、例年とは大きく様相が変わっています。しかし、組合の運動を前進させるためには、拡大月間で着実に仲間を増やす必要があります。恩田支部長、佐藤組織部長から、拡大の訴えを頂きましたので、

この春の拡大月間で多くの仲間の協力により、3月加入を呼びかけ、組織実増へとつなげていきましょう！

新座市が行う中小企業者等支援金を話題にしながら、困った事・相談したい事があったら埼玉土建で相談できるよと声を掛け、対話を進めていきましょう。

継続は力、歴史を力に

仲間に関わり添い、未来へつなごう



コロナ関連の相談は埼玉土建へ！

新座市では、「中小企業者等支援金」が再支給されます。前回受給した方も、今回の再支給を受け取る事が出来ます。前回受給をした方の所へは、既に申請用紙等が市から郵送されています。市から申請書が届いたけど書き方が分からない、前回は申請出来なかったため申請方法を教えて欲しい、という仲間は、新座支部で相談が出来ます。この支援金の申請期限が3月31日になるため、申請が出来ない方は、忘れずに申請をしましょう！

コロナに罹った方へ

土建国保に加入をしていて、コロナに罹ってしまった仲間や、発熱等の症状があり、感染が疑われて療養するた

新型コロナウイルス感染拡大により
売上減少している事業者の方へ

中小企業者等支援金を支給します

対象者
令和2年1月から令和3年2月までの
いずれか1か月の売上が、前年の同じ月
と比較して20%以上減少している中小
企業、小規模事業者、個人事業主の方
※令和2年に実施した中小企業者等支援金（令和2年9月
30日締切）の交付を受けた事業者についても、再度
の申請が可能です。

支援金額
1事業者につき一律

10万円

申請に必要なもの（郵送願います）

記入書類（市ホームページからダウンロードできます）
☑新座市中小企業者等支援金交付申請書
☑売上高計算表（2回目の申請の方は不要）
☑誓約書（2回目の申請の方は不要）

添付書類

☑市内に本店（法人の場合）又は住所（個人事業者の場合）があることを確認できる書類
（2回目の申請の方は不要）
・法人…登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）のコピー
※発行から3か月以内のもの
・個人事業主…令和元年又は令和2年の確定申告書のコピー
※税務署の受付印があるもの。電子申告の場合は、確定申告書を送信した際に返信
される受付確認メール
☑振込口座の通帳又はキャッシュカードのコピー（口座番号の分かる面）

一問合せ・郵送先

☎048-477-6346
〒352-8623
新座市野火止一丁目1番1号
新座市役所経済振興課
「中小企業者等支援金」担当

●締め切り●
令和3年3月31日(水)

詳細及び申請書類
はこちらから→



各LINEやホームページのQRコード一覧

下記のQRコードを読み取って頂ければ、各種LINEやホームページよりコロナ関連の情報提供窓口や、コロナ支援関連のホームページ等にアクセスする事が出来ます。支部LINEやげんまい君LINEではコロナ関連情報を、支部ブログでは新座支部の情報を、経産省・コロナ支援からは援助金・助成金の内容を見る事が出来ますので、ぜひご活用下さい。



支部LINE



支部ブログ



げんまい君LINE



経産省・コロナ支援

大幅賃上げでこそ景気回復を！

朝霞四市地域総行動市民集会



新座支部会場の様子

2月24日（水）、朝霞四市地域総行動市民集会が、各地域をインターネット中継でつないで開催されました。全体で123人、新座支部からは会場・自宅参加含めて25人の参加で行われました。昔は提灯を持って、デモ行進を行っていたが、今は集会のみの開催。そして今年はコロナ禍のため、各会場に分散してネット中継しながらの開催となりました。最初に南志木地域事務局長からあいさつ、続いて北足立南部地区労働者の松本実行委員長あいさつがあり、全労連議長の小畑さんが講師となって、「最賃引上げ！全国一律の最賃を実現しよう！」の講演が行われました。コロナ禍によって、労働者が非常に厳しい状況に立たされている。休業手当を受け取れない非正規労働者、シングルマザーの家庭では自身は1日1食、子どもも休日は1日2食しか食べる事が出来ないほど、貧困・困窮が進んでいる現状の報告。今こそ、最低賃金制度の基本に立ち返り、しっかりと一人分の賃金を貰って、普通の生活に戻れる運動を進めなければいけない。といった内容の講演でした。講演後には、各分野からの報告・決意表明で、医療生協の取り組み・志木体育館の状況・理研労組の取り組み・新座市の財政非常事態宣言とその後について報告があり、最後に閉会のあいさつで終了となりました。特に、新座市の財政非常事態宣言のその後は興味深く、当初説明していた内容は「市民税の納税が14億円減り、貯金は5億円に減る。来年の予算に5億円しか入らないため25億円の財源不足となる。」でしたが、これ



コロナ対策のため、ネットで会場を繋ぐ

は誤りで、当初予算を越えて納税されている事により市の貯金は近年で最高の28億円になる。来年の税減収は国から補填される。という状況により、とても不足に陥らない。新座市はこれを市民に報告する事も無く、財源不足を理由に福祉サービスを次々と廃止して、「高福祉でなく中福祉」を目指しているという報告でした。今後、様々な署名活動などが始まります。人間らしい暮らしを求めて、また新座市の動向に注視して運動を進めていきたいと思います。



独立予定の方も参加

2月19日（金）、次世代連続セミナーの第一弾として、「確定申告・消費税申告について」を主題に共同会計による講演が行われました。支部事務所で開催し、全体で10人が参加。講演の中身は、個人事業主として独立される方への注意点、事業所得を計算するためにはどういった内容を書き込めばいいのか、会社員と個人事業主の税金の計算方法の違い、個人事業主が申請しておいた方がいい手続きの説明、埼玉土建が税金相談の時に配布している所得計算書の書き方の注意点や、申告書の書き方についての内容でした。参加された方は、個人事業主の方が大半でしたが、これから独立をする、個人事業主として働くといった方もいて、参考になりました。という感想も頂きました。講演が終わった後も、税金に関する様々

連続次世代セミナー第一弾

確定申告・消費税申告について

な質問があり、講師が丁寧に答えていました。次世代セミナーは、これから第二弾の「3月19日、働き方改革の注意点」、第三弾の「4月20日、法人設立（社会保険・適用除外）と建設業許可」と続きます。これから独立を考えている方、独立したばかりの方に聞いてもらいたい内容が盛りだくさんとなっています。今回参加出来なかった方はぜひ次回のセミナーにお越し下さい。



個人事業主となる方に大切な事を講演

50周年記念組合員アンケート

アンケートに答えて
抽選に参加しよう！



50周年という大きな節目を「労働組合」として祝うため、仲間との繋がりを強めるために、全組アンケートに取り組んでいます。

QRコード付きのチラシ・アンケートを継続的に全組合員配布資料に入れて集めていきます。

式典は延期となりますが、アンケートは集め続け、アンケートに答えてくれた仲間全員を対象に、抽選を行います。抽選会は、記念行事の中で開催していきますので、開催するまでにアンケートへの協力をお願いします。

